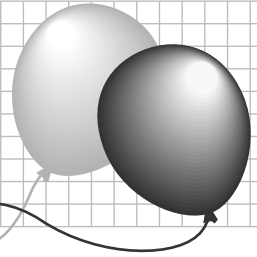


話題の広場



中央会事業 より

インフォメーション Information

情報連絡員会議を開催！

去る12月9日(水)、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、「平成21年度情報連絡員会議」を開催した。

会議では、日本銀行秋田支店の甲斐文朗支店長から「金融・経済情勢について～秋田県経済の課題～」と題してご講演頂いた。

甲斐支店長は、「秋田は人口が減少し、需要も減っているため、企業は安値競争をするより仕方がない。全国より物価の下がり幅が大きく、県内企業の収益に影響が出ている。秋田が活性化するためには、秋田の強みを生かした経営戦略を立てることに加え、例えば環境関連などのように世の中の流れに合わせていくことが大事」と述べた。

また、講演終了後の意見交換会では、出席した情報連絡員から各業界の景況状況についての報告等が行われ、「公共投資はピークから半分に減っており、入札はダンピング入札になっている。何とか雇用だけは保って行きたい。入札制度を適正な利益の出る価格にしてほしい。」など、多くの声が聞かれた。



業種別会議を開催します！

本会では、業界関係者が一堂に会して、業界に生じた新たな問題点や今後取り組むべき課題等についての懇談や行政との意見交換を行うため、次のとおり「業種別会議」を開催します。是非ご参加下さい。

○開催日・対象業種

開催日時	対象業種	場所
2月 2日(火)	木材・木製品製造業	秋田 ビューホテル
2月 4日(木)	卸・サービス業	
2月10日(水)	建設業・官公需関連	
2月16日(火)	食品製造業	ホテル メトロポリタン 秋田
2月18日(木)	運輸業	
2月23日(火)	繊維製品製造業	
2月25日(木)	小売・商店街	

○時間は13時30分～

(ただし、繊維製品製造業は14時30分～)

○申込期限 各開催日の1週間前まで

【お申し込み・お問い合わせ】

本会 商業振興課 ☎018-863-8701

「商店街サミット」を開催します！

本会では、商店街が抱える課題解決を図るため、次のとおり「商店街サミット」を開催します。是非ご参加下さい。

日 時 平成22年2月5日(金)

13:30～17:10

場 所 「秋田ビューホテル」4階飛翔の間

申込期限 1月29日(金)

参加費 無料(交流会参加の場合は、5千円)

内 容 ①基調講演(13:30～14:30)

テーマ「秋田西武の経営戦略について
～地元商店街との共栄について」

講師：秋田西武 店長 森田岳史氏

②パネルディスカッション

(14:40～17:10)

テーマ：「地域コミュニティの担い手としての商店街再生について～県外・県内先進事例から」

③交流懇親会（17：30～）

【お申し込み・お問い合わせ】

国会 商業振興課 ☎018-863-8701

条件変更対応保証制度が開始されました！

～中小企業庁～

今まで公的金融とお取引のない方でも信用保証協会による返済負担軽減支援を受けられるようになりました。

〈制度概要〉

保証割合	40%
保証期間	延長含め最長3年
保証料	2.20%
保証限度額	2億8000万円（8000万円超の無担保保証も相談可）

※ ご利用に際しては金融機関とともに経営改善計画・返済計画を立てて頂きます。

※ 本制度は原則、公的金融（日本公庫、商工中金、信用保証協会）を現在利用されていない中小企業者の方々が対象です。なお、本制度の利用は平成23年3月31日までに手続きを行うことが必要です。

○お申し込み・お問い合わせ先

秋田県信用保証協会 ☎018-863-9011
東北経済産業局産業部中小企業課 ☎022-221-4922

緊急保証の指定業種について ～中小企業庁～

平成20年10月31日から開始した「緊急保証」は、これまでに4回の業種見直しを行い、781業種を対象としておりましたが、業種別の業況を踏まえ、12月4日から輸送用機械器具卸売業や一般機械修理業、たる製造業、おけ製造業など14業種を追加指定し、また、その他の卸・小売業など10業種について適用範囲の拡大が行われました。

併せて、化学機械・同装置製造業などの2業種を平成21年12月4日までの適用とすることとなりました。

この結果、対象業種は全体で793業種となります。

指定業種等の詳細につきましては、中小企業庁のホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp>）をご覧ください。

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）の要件緩和について ～厚生労働省～

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）について以下のとおり要件緩和が行われました。

【生産量要件の緩和】

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）について、現行の生産量要件（※1）を満たす事業所に加え、対象期間（※2）の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日の間にあるもの限り、「売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字である中小企業」についても利用が可能になります。

※1 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること（ただし直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可）

※2 事業主の方が初回の計画届を提出した際に自ら指定する助成対象となる期間（1年間）をいい、生産量要件は対象期間ごと（1年ごと）に確認します。

○ 本件に関するお問い合わせは、

国会（☎018-863-8701）又は最寄りのハローワークまでお願いします。

必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も

すべての労働者に適用される「秋田県最低賃金」は、平成21年10月1日から「時間額632円」に改正されています。

また、特定の産業に適用される4つの「特定最低賃金」も次のとおり改正されました。

なお、特定最低賃金が適用される事業所であっても、18歳未満、65歳以上、雇入れ後6か月未満で技能習得中の労働者などは秋田県最低賃金が適用されます。

産業別最低賃金の件名	最低賃金額（時間額）
非鉄金属製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）	745円
電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置、製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ、電気音響機械器具製造業を除く）	700円
自動車・同附属品製造業	732円
自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業	717円

・効力発生日はいずれも平成21年12月26日

・詳しくは秋田労働局賃金室（018-883-4266）又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。